

2 肉用牛経営安定対策補完事業

高齢化等に対応した肉用牛ヘルパーへの支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用子牛流通等対策を支援するため、全国を区域として（１）、（４）及び（５）の事業、並びに都道府県等を区域として（２）及び（３）の事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、（１）～（５）の５つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② （１）のア～エの４つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（１）アの（ア）～（ウ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、（１）アの（ア）・（イ）の項目は、単独で応募することはできない。
（１）ウの（ア）・（イ）の項目は、単独で応募することはできない。
- ③ （２）のア・イの２つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（２）アの（ア）～（キ）、（２）イの（ア）～（ウ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、（２）アの（キ）の項目を応募する場合には、（２）アの（ア）～（カ）のいずれかと併せて応募しなければならない。（２）イの（ウ）の項目を応募する場合には、（２）イの（ア）・（イ）のいずれかと併せて応募しなければならない。
（２）ア（エ）の a・b、（２）イ（ア）の a～d、（２）イ（イ）の a～d は、一又は複数を選択して応募することができる。
（２）イ（ア）d の（a）～（c）、（２）イ（イ）a の（a）～（c）は、一又は複数を選択して応募することができる。
- ④ （３）のア～ウの３つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。ただし、（３）のウの取組は、（３）のア・イのいずれかと併せて応募しなければならない。
- ⑤ （４）のア・イの２つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（４）イの（ア）・（イ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。
- ⑥ 補助金予定総額：3,409,364 千円
- ⑦ 実施期間：本事業の実施期間は令和５年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(1) 肉用牛生産基盤強化等対策事業</p> <p>ア 肉用牛生産基盤強化推進事業</p> <p>(ア) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進 (※) 肉用牛ヘルパー組織等の体制強化を図るための検討会の開催、ヘルパー組合実態調査、普及啓発資料の作成・配布及び事業の推進指導</p> <p>(イ) 肉用牛振興推進指導 (※) 生産基盤強化を図るため、全国・ブロック会議の開催、事業効果の評価・指導及び事業の推進指導</p> <p>(ウ) 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策 我が国固有の和牛遺伝資源（精液・受精卵等）の海外への流出防止を図るための検討会の開催、家畜人工授精業務等を行う関係者に対する家畜改良増殖法等の関係法令及び和牛遺伝資源の重要性の周知を図るための研修会の開催等並びに普及啓発資料の作成・配布</p> <p>イ 地域の特色ある肉用牛振興推進事業 地域の特色のある肉用牛生産の推進を図るための全国会議の開催、実態調査の実施及び事業に係る全国的な推進指導</p> <p>ウ 多様な担い手育成支援事業 (※)</p>	<p>(1) の事業</p> <p>69,624 千円以内</p> <p>うちアの事業</p> <p>25,751 千円以内</p> <p>うちイの事業</p> <p>21,257 千円以内</p> <p>うちウの事業</p> <p>16,382 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(ア) 多様な人材の確保</p> <p>若年層、女性や職業経験者等の畜産への参入促進を図るための企画検討会の開催、事例紹介、PR資材の作成、就農フェア等での相談窓口の設置、畜産就農を促進するための就農セミナーや研修会の開催及び事業の推進指導</p>		定額
<p>(イ) 中核的担い手の育成</p> <p>中核となる人材の育成支援のため、財務、労務管理等の経営指導、現地調査、研修会の開催及び事業の推進指導</p> <p>(注) 重点テーマを定めて実施すること</p>		定額
<p>エ 一産取り肥育普及・定着支援事業 (※)</p> <p>飼養管理マニュアルを活用した現地研修会の開催、事例調査・紹介等及び事業の推進指導</p>	<p>うちエの事業</p> <p>6,234 千円以内</p>	定額
<p><u>(2) 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業</u></p> <p>都道府県等を区域として肉用牛生産基盤の強化及び特色ある肉用牛生産の振興を図るため、次の一又は複数の事業を実施。(以下の事業のうち、生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の実施する事業に対する支援については、民間団体が支援に代えて自ら実施する場合を認める。)</p>	<p>(2) の事業</p> <p>2,795,166 千円以内</p>	
<p>ア 肉用牛生産基盤強化対策事業</p>	<p>うちアの事業</p> <p>2,192,356 千円以内</p>	
<p>(ア) 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付</p>		<p>定額</p> <p>1 頭当たり 80 千円又は 100 千円以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(イ) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 地域での改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付</p> <p>(ウ) 優良繁殖雌牛導入支援 生産者集団等が地域の改良に必要な一定の要件を満たす優良な繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付</p> <p>(エ) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 a 生産者集団等が行う繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛舎を含む。）の整備及び器具機材等の導入への支援 b 生産者集団等が行う子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）の導入への支援</p> <p>(オ) 肉用牛ヘルパー推進 肉用牛ヘルパー利用組合が行う肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営、肉用牛ヘルパー要員の確保（傷害保険等の加入促進）、出役調整、研修会等の開催、機具の借上、傷病時等・高齢者等・放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動への支援</p> <p>(カ) 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）の肉</p>		<p>定額 1頭当たり60千円又は90千円以内</p> <p>定額 1頭当たり40千円又は50千円以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内 ただし、細霧装置については1,000千円以内/経営体、子牛用ヒーターについては700千円以内/経営体</p> <p>1/2以内</p> <p>定額 ただし、専用容器等の海上輸送1回当たりに要する経費</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>用牛の生産者が死亡した肉用牛（BSE 検査対象牛は除く。）を島外の死亡牛処理施設（化製場等）へ輸送して処理する場合における当該海上輸送への支援</p> <p>(キ) 肉用牛振興推進指導</p> <p>（ア）から（カ）までの事業を円滑に実施するため、会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び事業の推進指導</p> <p>イ 地域の特色ある肉用牛振興対策事業</p> <p>(ア) 地方特定品種等の振興</p> <p>生産者集団等が品種の特徴を活かした販売戦略と一体的な牛肉生産及び飼養頭数の維持・増頭を行うための次に掲げる取組への支援</p> <p>a 地域の生産・販売計画の策定・周知</p> <p>品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定・周知</p> <p>b 特徴ある牛肉生産等</p> <p>特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の都道府県からの種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等</p> <p>c 計画出荷対策</p> <p>地域で定めた出荷計画に基づく、肥育牛の出荷時期調整</p>	<p>うちイの事業</p> <p>602,810 千円以内</p>	<p>については2 / 3 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、まき牛の導入については1 頭当たり 400 千円以内</p> <p>定額</p> <p>ただし、出荷時期調整に要する経費については1 / 2 以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>d 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援</p> <p>(a) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援</p> <p>(b) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置や分娩監視装置等の機器等の導入に係る支援</p> <p>(c) 遺伝的に優良な雌牛から、受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取や移植の取組に係る支援</p>		<p>1 / 2 以内 精液 1 本当たり 8 千円以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 ただし、受精卵の採取については 1 回当たり 17 千円以内</p>
<p>(イ) 離島等及び山振地域における肉用牛振興</p> <p>a 離島等子牛流通活性化</p> <p>(a) 離島等において生産された 12 か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」という。）を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付</p> <p>(b) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定並びに家畜取引情報の収集及び提供</p> <p>(c) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付</p> <p>b 山振地域子牛流通活性化</p> <p>山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村（以下「山振地域」という。）において生産された 12 か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「山振子牛」という。）を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励</p>		<p>定額</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
<p>金の交付</p> <p>c 優良子牛適正出荷推進 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛又は山振子牛を家畜市場に出荷する場合における奨励金の交付及び肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への支援</p> <p>d 子牛流通活性化推進 離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための会議の開催等</p> <p>(ウ) 地域の特色ある肉用牛生産推進指導 (ア) 及び (イ) の事業を円滑に実施するための会議の開催及び事業の推進指導</p> <p><u>(3) 肉用牛流通促進対策事業</u> 肉用子牛等の流通の円滑化を図り、肉用牛経営の競争力強化と国産牛肉の安定供給に資するため、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又はこれらの者を会員とする一般社団法人が、肉用子牛等の集荷計画を策定し、この計画に基づき家畜市場等を通じて、次の一又は複数の取組への支援を実施</p> <p>ア 肉牛子牛市場流通促進対策 肉用子牛を計画的に導入し、次の（ア）又は（イ）に取り組む肥育農家等に当該牛を預託 （ア）肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に係る同意 （イ）牛個体識別全国データベースの飼養地情報公表の同意</p>	<p>(3) の事業 495,758 千円以内</p> <p>うちアの事業 364,880 千円以内</p>	<p>定額、2 / 3 以内 (奨励金は定額)</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p> <p>定額（1頭当たり）</p>	<p>18,000 円</p>
		<p>黒毛和種 (雄(去勢))(受精卵移植により生産された6カ月齢未満の若齢子牛を含</p>	

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
イ 肉用子牛安定供給対策 繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛等を計画的に導入し、繁殖に取り組む意欲のある	うちイの事業 91,678 千円以内	む)	
		黒毛和種 (雌) (受精 卵移植によ り生産され た6カ月齢 未満の若齢 子牛を含 む)	9,000 円
		褐毛和種	13,000 円
		その他肉専 用種	10,000 円
		交雑種 (初 生牛を含 む)	8,000 円
		乳用種 (初 生牛)	4,000 円
		乳用種 (初 生牛を除 く)	6,000 円
		定額 (1頭当たり) 繁殖用雌子牛については	

事業の内容	補助金の予定額	補助率		
肥育農家等に預託		黒毛和種 (受精卵移植により生産された6カ月齢未満の若齢子牛を含む)	37,000 円	
		褐毛和種	34,000 円	
		その他肉専用種	32,000 円	
		交雑種(初生牛を含む)	23,000 円	
		経産牛(妊娠牛を含む。)については		
		黒毛和種	74 カ月齢未満	26,000 円
			74 カ月齢以上	4,500 円
褐毛和種	74 カ月齢未満	24,000 円		
	74 カ月齢以上	4,000 円		

事業の内容	補助金の予定額	補助率		
		その他 肉専用 種	74 カ月 齢未満 円 74 カ月 齢以上 円	22,000 円 3,500 円
ウ 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進指導	うちウの事業 39,200 千円以内	交雑種	74 カ月 齢未満 円	18,000 円
<p>_(4)_ 肉用牛導入支援事業</p> <p>(3) を促進するため、次に掲げる取組を実施</p> <p>ア 預託牛導入への債務保証</p> <p>家畜商組合からの拠出金等により預託牛導入保証積立金を造成し、肉用子牛等導入資金の借入に係る債務の保証及びその保証債務に弁済事故が起きた場合の代位弁済（なお、応募団体は、肉用牛導入支援事業において令和4年度までに金融機関と締結している債務の保証に関する契約を引き継ぐものとする。）</p>	<p>(4) の事業</p> <p>34,610 千円以内</p> <p>アの代位弁済を行う場合には、別途補助する。</p> <p>ただし、補助上限の総額は1,100,000 千円とする。</p>	<p>定額</p> <p>10/12 以内</p> <p>応募団体が代位弁済を行う場合にその額の 10/12 以内を補助</p>		
<p>イ 預託牛導入拡大の支援</p> <p>(ア) 預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築</p> <p>預託牛導入に向けた運用体制の構築や資金調達手法等を検討するための会議の開催、</p>				定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>現地実態調査及び地域へのフィードバック等</p> <p>(イ) 健全な家畜取引推進のための啓発普及 家畜商組合自らが健全な家畜取引を推進する防疫対策等の取組強化の検討及び啓発普及資料の作成等</p> <p><u>(5) 肉用牛流通多様化推進事業 (※)</u></p> <p>生産者が多様な購入先から肉用牛を導入できるよう、遠隔地からの肉用牛導入をサポートする仕組みを構築する。具体的には、代理人（家畜商等）に関するデータベースの構築、検討会の開催、データベース利用環境の整備及び普及啓発等の取組への支援を実施</p>	<p>(5) の事業 14,206 千円以内</p>	<p>定額</p>

注:(※)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。